

認定こども園等整備事業における
固定資産税等補助の活用について

- 待機児童解消に向け、既存施設の増築や増改築をはじめ、私立幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育事業や幼保連携型認定こども園の新設により、受け入れ枠の拡大を推進
- しかしながら、認定こども園の新設については、年々事業に適した土地を確保することが困難な状況

内容

認定こども園の新設における土地所有者への補助として、通常、土地所有者に課せられる固定資産税等相当額への補助メニューを新たに加え、事業を実施する法人への土地提供を促す環境を整えることにより、確実な施設整備を図る。

補助額（年額）

- 堺区案件 4, 170千円
- 東区案件 3, 310千円
- 西区案件 6, 437千円（2件分）
（1件当たり 3, 218千円）
- 北区案件 4, 314千円

合計 18, 231千円